

J R 東海労申第10号
2025年10月14日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 潤上 利和

跨線橋の点検業務入札談合に関する申し入れ

マスコミは10月3日、「線路をまたぐ陸橋の老朽化点検事業の入札で談合したとして、公正取引委員会は独禁法違反の疑いで、JR東海と連結子会社のジェイアール東海コンサルタント、大日コンサルタント、トニチコンサルタント、日本交通技術、丸栄調査設計の6社に独禁法違反を認定し、再発防止を求める排除措置命令を出す方針を固めた。また、売り上げを得たコンサルタント会社5社には課徴金計1億円の納付命令も出す」と報じた。

従って、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 今回の跨線橋の点検業務入札談合に関する時系列を明らかにすること。
2. 今回の跨線橋の点検業務入札談合に関する見解を明らかにすること。
3. 「遅くとも2021年2月以降、跨線橋の点検業務入札で談合が行われていた」と報道されているが、このことが事実なのか明らかにすること。
4. 昨年、10月23日の公正取引委員会立ち入り検査報道から1年経過してもなお、排除措置命令が発出されたことは、反省することなく談合行為が繰り返されたと考える。このことに関する見解を明らかにすること。
5. 東海鉄道事業本部のどの部署が対応しているのか明らかにすること。また、責任者に対する処分について明らかにすること。
6. 昨年10月23日、公正取引委員会立ち入り検査報道では、JR東海管内の計10路線と報じていたが、今回の対象も計10路線なのか明らかにするとともに何箇所の跨線橋なのか明らかにすること。
5. 今回の排除措置命令に関する対策を明らかにすること。

以上